

令和 2 年度

定 期 監 査 報 告 書

宇治田原町監査委員

令和 3 年 3 月 2 4 日

監査の種類

地方自治法第199条第4項並びに宇治田原町監査基準第2条第1項に基づく定期監査

1. 不納欠損

○ 監査等を実施した監査委員

宇治田原町監査委員 本多 八朗
〃 田中 修

○ 監査等の概要

(1) 監査の実施日

令和2年7月28日(火)

(2) 監査の場所

宇治田原町役場 3階 会議室301

(3) 監査対象

「一般会計、各特別会計及び企業会計不納欠損」

(4) 監査の視点

・ 監査等の適用基準

試査・・・対象事項の一部を抽出し全体の適否を判断する

各会計の不納欠損の生じている事象の1～2つを監査し、全体において適正に事務が執行されているかを確認する。

照合・・・不納欠損処分書、不納欠損処理に至るまでの関係書類の記録を相互に突き合わせ、記録、金額、処分などの正否を確認する。

2. 随意契約事務・電子入札契約事務

○ 監査等を実施した監査委員

宇治田原町監査委員 本多 八朗
〃 原田 周一

○ 監査等の概要

(1) 監査の実施日

令和2年11月25日(水)

(2) 監査の場所

宇治田原町役場 2階 会議室202

(3) 監査対象

- 「携帯電話網を活用した情報伝達システム整備工事」（随意契約事務）
- 「新市道路第4号 南北線道路工事（その4）」（電子入札契約事務）

(4) 監査の視点

・監査等の適用基準

試査・・・対象事項の一部を抽出し全体の適否を判断する。

「携帯電話網を活用した情報伝達システム整備工事」（随意契約事務）及び、「新市道路第4号 南北線道路工事（その4）」（電子入札契約事務）を監査することにより、宇治田原町の契約事務執行の適正性を監査する。

照合・・・入札実施までの契約事務にかかる手続きに関する書類等、契約書、当該契約に係る関係書類などの記録を相互に突き合わせ、記録、金額などの正否を確かめる。

監査等の結果

1. 不納欠損

「不納欠損」について、定期監査を行ったところ、不納欠損処分に至るまでの処理等は適正に執行、記録されており、不納欠損処分書等関係書も適正に記載、保管している状況である。全体として適正な執行であると認められる。

税及び保険料、各種使用料などの徴収については、同一世帯が複数種に関し滞納をしている状況が見受けられる。期限内に税等の納付を行っている大多数の住民との間の公平性を確保する観点から、各家庭の状況を十分把握したうえで、継続して滞納整理を進めるとともに、新たな滞納を発生させないようきめ細かな個別ケース対応等、更に努力されることを望むものである。

2. 随意契約事務・電子入札契約事務

「携帯電話網を活用した情報伝達システム整備工事」（随意契約事務）及び、「新市道路第4号 南北線道路工事（その4）」（電子入札契約事務）の契約事務について定期監査を行ったところ、契約事務は適正に執行されており、契約書、関係書類についても適正に記録・保管している状況である。全体として適正な執行であると認められる。

入札や契約に関する手続きの透明性の確保は町の施策を行う上で

必要不可欠である。今後においても電子入札の推進に努めるとともに、常に透明性を保持し、住民が税等の使途として納得できるよう、開示可能な情報を適時開示することが求められる。入札や契約に係る制度や手続きが適切であるか、常に検証し公正かつ適正な契約事務の執行に努められたい。